

技術提案書に関する質疑回答書

業務名:新行政棟・文化庁移転施設整備の基本・実施設計業務

No.	質疑内容	回 答
1	<p>「資料1」 p. 16(2) 耐震補強設計の方針ア構造体の耐震判定性能</p> <p>「建築非構造部材及び建築設備についても障害が生じないことを確認」とありますが、具体的にどのような物がありますか。ご教示下さい。</p>	<p>本業務では『国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準(改正平成25年3月29日 国土交通省告示第309号)』に定められた耐震基準を目標としています。同基準において、建築非構造部材等は次のとおり示されており、本業務も同様とします。</p> <p>○建築非構造部材 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるもの</p> <p>○建築設備 設備機器、配管等</p>
2	<p>「設計概要書」 p. 2(3) 現京都府警察本部本館改修工事</p> <p>耐震調査は既に行われており、再調査する必要は無いものと考えて宜しいですか。調査が必要な場合、その調査内容をお知らせ下さい。</p>	<p>耐震診断に係る再調査については、必要ありません。</p> <p>平成28年度に実施した耐震診断時の調査結果及び構造図をもとに現状を確認し、必要に応じて見直してください。</p> <p>なお、補強計画策定に伴い必要となる調査は適宜実施してください。</p>

平成30年8月22日 回答